

産業雇用安定助成金

資料2-2

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成

助成対象		中小企業	中小企業以外
賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
就業規則や出向契約書の整備費用等	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
	上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

賃金日額9,000円を出向元4割、出向先6割で負担した場合

